

原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（概要）

（平成30年1月24日 鹿交企第76号）

本通達は、道路交通法施行規則の規定による原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認に関する内容を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 確認の手続
- 確認証の携帯
- 確認証の返納
- 大きさの基準

等である。